

平成30年第1回

美里町農業委員会定例総会議事録

第1回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成30年1月25日(木)午後1時30分から午後3時05分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

欠席委員(なし)

4 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 使用貸借権の合意解約による通知について
- 3 利用権設定の合意解約による通知について
- 4 非農地証明願について

5 議事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第5号議案 下限面積(別段の面積)の設定について

6 その他連絡・報告事項

1. 平成29年12月事業報告について
2. 平成30年 1月事業予定について
3. その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 和則

事務次長 高橋 博喜

8 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成30年第1回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、渡邊会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、ただいまより第1回美里町農業委員会総会を開きます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は20名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により、議長よりお二人を指名させていただきます。12番柴山真二委員、13番小野保裕委員のお二人にお願いいたします。</p>
議長	<p>4番の報告事項に入ります。</p> <p>1、農家相談日について、1月5日と1月22日に農家相談を開催しております。</p> <p>担当の委員より報告をいただきます。お願いします。</p>
三浦淳子委員	<p>報告事項1(1月5日)について、1月5日、会長室にて渡邊会長と高橋繁廣委員と私、三浦の三人が担当しました。相談件数は1件で、不動堂地区の にお住まいの さんの妻の さんという方で、相談内容は、 と 、 の農地を譲渡または委託したいとのことでしたので、農用地流動化申請書を提出するよう助言しました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ご苦労さまでございました。</p>

続いて、1月22日の農家相談の担当委員より報告いただきます。

大崎 幸信 委員

報告事項1(1月22日)について、1月22日、会長室にて大友職務代理と伊藤雄一委員と私、大崎の三人が担当しました。相談件数は2件です。

1件目は不動堂地区の にお住まいの さんと さんの2人です。この2人は受け手と出し手という間柄で、お互い合意はしていましたが、どのような手続きになるのかということで相談に見えられました。さんが会社勤務ということもあり、50アール以上の農地を経営していねことから農地法第3条による賃貸借契約による手続きをするよう助言しました。

2件目は にお住まいの さんという方で、遺産相続した字 の農地を売りたいとのことでした。すぐには買い手は見つからないので今までどおり耕作していた方がいいと助言しました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

議長

続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、3番、利用権設定の合意解約による通知について、事務局より一括にて報告いただきます。

事務局

(報告事項2、報告事項3、報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

ただいま、報告事項の2番、3番、4番について、事務局より一括にて報告をいただきました。

4番の非農地証明願につきましては、1月15日に農地保全委員会にて現地の確認調査を行っております。農地保全委員会の担当委員より、調査結果についての報告をいただきます。

邊見勝寿委員長

農地保全委員会は、今月から小野保裕委員、鈴木龍一委員、そして委員長である、私、邊見の3名が担当し、渡邊会長、大友職務代理、事務局が

ら菊地事務局長、高橋事務局次長の計7名により1月15日(月)に現地調査を行いました。

報告事項4、番号1について、現地は北浦地区の に位置しております。居宅がある宅地に隣接し、宅地と一体として使用され、20年以上経過していることから、特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでございました。

以上で報告事項を終了いたしますが、報告事項について不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということでございますので、報告事項を終了いたします。

議長

続きまして、議事に入ります。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案は許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案に入ります。第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了いたしましたので、第2号議案について審議をいたします。初めに、議案番号1番から36番までの36議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認めます。

続きまして、議案番号37番から51番のうち、43番、44番を除いた13議案について審議をいたします。審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、9番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(14:31)

議長 再開をいたします。(14:32)

議長 議案番号37番から51番のうち、43番、44番を除いた13議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしということによろしいですか。

(はいの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

議長 議案番号37番から51番のうち、43番、44番を除いた13議案について採決をいたします。
賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩いたします。(14:33)

議長 再開をいたします。(14:34)

議長 議案番号1番から36番までの36議案について、採決をいたします。
賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、原案のとおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 ここで休憩をいたします。(14:35)

それでは、再開をいたします。(14:45)

議長

議長 続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了いたしましたので、審議に入ります。審議をいたし

ますが、議案番号1番を除いた2番から9番までの8議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

議案番号2番から9番までの8議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号1番について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律31条により、1番佐々木裕一委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(14:52)

議長

再開します。(14:52)

議長

議案番号1番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

議案番号1番に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(14:53)

議長

再開をいたします。(14:53)

議長 第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見については、9議案全て賛成ですので、原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構へ進達をいたします。

議長 続きまして、第4号議案に入ります。第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了しましたが、1月15日に農地保全委員会にて現地確認調査を行っております。邊見委員長より調査結果について報告をお願いいたします。

邊見勝寿委員長 第4号議案、番号1について、現地は二郷地区の に位置しており、転用目的は 用駐車場の設置です。農地区分については第2種農地であり、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。
番号2について、現地は大柳地区の に位置しており、転用目的は居宅の建築です。農地区分については第1種農地ですが、集落に接続して設置される、居住者の住宅に該当しますので、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

以上です。

議長 ご苦労さまでございました。
事務局の説明と保全委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。第4号議案について質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
第4号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、2議案とも原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達いたします。

議長 続きまして、第5号議案に入ります。第5号議案、下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 （第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。）

議長 事務局の説明が終了しましたので、審議に入ります。第5号議案について質疑ありませんか。

（なしという声あり）

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
第5号議案に賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長 全員賛成と認めます。
第5号議案、下限面積（別段の面積）の設定については、原案のとおり決定といたします。

議長 以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第1回総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成30年 月 日

会 長

署名委員12番

署名委員13番